

令和 5 年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）の結果について

監査委員は、令和 5 年 1 月 12 日から 4 月 28 日までの間に、出先機関 352 か所のうち 97 か所について財務監査（定期監査）及び行政監査を実施し、28 か所で 32 件の指摘事項が認められました。また、令和 5 年 3 月 29 日に、本庁機関 1 か所について財務監査（随時監査）を実施し、1 件の指摘事項が認められました。

【令和5年財務監査（定期監査）等の中間結果について】

実施箇所数	指摘事項が認められた		内 訳			
	箇所数・件数		不適切事項		要改善事項	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
97	28	32	28	32	0	0

（参考） 令和4年の中間結果

90	27	35	27	35	0	0
----	----	----	----	----	---	---

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

特記すべき不適切事項

1 金額的に特記すべき事案

(1) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が 5 万円以上のもの

○契約額が過大であったもの

- 企海第 19 号海老名市柏ヶ谷 608 番地付近配水管改良工事の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点の保全測量に係る費用について、土木工事標準積算基準書に基づき、現場管理費及び一般管理費等の積算対象外とすべきところ、これを積算対象に含めていたため、変更後の設計額（93,357,000 円）が 176,000 円過大であった。その結果、変更後の契約額（91,375,900 円）が 172,700 円過大であった。

（企業庁 神奈川県企業庁海老名水道営業所）

(2) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が 10 万円以上のもの

○契約額が過小であったもの

- 令和 3 年度急傾斜地崩壊対策工事（ゼロ県債）（その 1）の変更設計額の積算に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う請負代金額の変更に係る受注者との協議に基づき、改定後の労務単価で積算すべきところ、誤って改定前の労務単価で積算したため、変更後の設計額（27,720,000 円）が 143,000 円過小であった。その結果、変更後の契約額（26,056,800 円）が 134,200 円過小であった。

（県土整備局 神奈川県西土木事務所小田原土木センター）

(3) 上記(1)又は(2)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

○科目を誤って執行したもの

- ・ 近代美術館鎌倉別館機械警備機器賃貸借等契約（長期継続契約、契約総額2,944,110円）について、契約には、機械警備機器の賃貸借のほか受託業者による監視業務や機器の保守管理業務が含まれており、これは県の庁舎等における一般的な機械警備委託契約に含まれる業務と同様の業務内容であるため「(節)委託料」で執行すべきところ、「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。

（教育委員会 神奈川県立近代美術館）

(4) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

○財務規則で定める手続きを行っていなかったもの

- ・ 指定管理者から無償で譲渡を受けたカラー複合機等備品29点（価格計4,493,713円）について、物品の出納の通知や備品台帳への記録など、神奈川県財務規則で定める必要な手続きを行っていなかった。

（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所）

(5) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○変更契約の締結が遅れたもの

- ・ 国道134号湘南大橋（下り線）P7耐震補強工事（契約額279,510,000円）について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める工期末である令和4年7月29日までに変更契約を締結すべきところ、同年8月9日に締結していた。

（県土整備局 神奈川県平塚土木事務所）

令和5年財務監査（定期監査）等の中間結果の詳細については、別添1のとおりです。

なお、10月中旬に、今回の中間結果の報告分を含めた令和5年財務監査（定期監査）及び行政監査の結果について、改めてお知らせする予定です。

【財務監査（随時監査）の結果について】

令和4年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、くらし安全防災局防災部危機管理防災課が予算執行に当たり科目を誤っていた事態を不適切事項として指摘したことから、同課からの執行依頼に基づき、同局における経理に関する事務を集約して行うこととなる同局総務室に対し、財務監査（随時監査）を実施しました。その結果は別添2のとおりです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 塩野 電話 045-285-5053

副課長 芳賀 電話 045-285-5054

神奈川県監査委員報告第 11 号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 11 日

神奈川県議会議長	加	藤	元	弥	殿
神奈川県知事	黒	岩	祐	治	殿
神奈川県教育委員会教育長	花	田	忠	雄	殿
神奈川県公安委員会委員長	堀	本	久	美子	殿

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	し	き	博	昭
同	松	本		清

第1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行(1に定める監査の対象を除く。)

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

出先機関352か所のうち、令和5年4月28日までに監査の結果を取りまとめた97か所(他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定)

第5 監査実施期間

令和5年1月12日から同年4月28日まで

(職員調査は、令和4年12月1日から令和5年4月20日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査(定期監査)

令和4年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項は不適切事項が32件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。なお、要改善事項は認められなかった。

(単位:か所、件)

局 等	実施箇所数	不適切事項が認められた箇所	
		箇所数	件数
政 策 局	3	0	0
総 務 局	9	1	1
くらし安全防災局	1	1	2
環 境 農 政 局	4	3	3
福祉子どもみらい局	4	2	2
健 康 医 療 局	6	2	2
産 業 労 働 局	8	0	0
県 土 整 備 局	6	4	5
企 業 庁	10	4	4
教 育 委 員 会	30	11	13
公 安 委 員 会	16	0	0
計	97	28	32

(注)1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 法令等に違反すると認められる事案
- (2) 予算目的に反していると認められる事案
- (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- (4) 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項32件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項目	件数(件)	構成率(%)
財務監査	31	96.9
予算執行	1	3.1
収入	1	3.1
支出	7	21.9
会計事務処理	0	0
契約	9	28.1
課税徴収	0	0
工事	3	9.4
補助金	0	0
現金・有価証券	0	0
財産	7	21.9
庶務	0	0
その他	3	9.4
行政監査	1	3.1
事務事業	0	0
組織・執行体制	0	0
その他	1	3.1
計	32	100.0

(2) 特記すべき事案

不適切事項32件のうち、特記すべきものが次のとおり8件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 工事

- 企藤第101号藤沢市湘南台6丁目26番付近配水管改良工事(概数設計)(ゼロ県債)の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点復元測量について、その費用を現場管理費及び一般管理費等の積算対象に含めていたため、変更後の設計額(84,645,000円)が143,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(76,956,000円)が129,800円過大であった。

(企業庁神奈川県企業庁藤沢水道営業所 p. 8)

- 企海第19号海老名市柏ヶ谷608番地付近配水管改良工事の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点の保全測量について、その費用を現場管理費及び一般管理費等の積算対象に含めていたため、変更後の設計額(93,357,000円)が176,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(91,375,900円)が172,700円過大であった。

(企業庁神奈川県企業庁海老名水道営業所 p. 8)

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 工事

令和3年度急傾斜地崩壊対策工事(ゼロ県債)(その1)の変更設計額の積算に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う請負代金額の変更に係る受注者との協議に基づき、改定した労務単価とすべきところ、誤って改定前の労務単価をそのまま用いて積算していたため、変更後の設計額(27,720,000円)が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(26,056,800円)が134,200円過小であった。

(県土整備局神奈川県西土木事務所小田原土木センター p. 8)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

a 予算執行

近代美術館鎌倉別館機械警備機器賃貸借等契約(長期継続契約、契約総額2,944,110円)の執行に当たり、県の庁舎等における一般的な機械警備委託業務と同様の業務内容であるため「(節)委託料」とすべきところ、「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。

(教育委員会神奈川県立近代美術館 p. 9)

b 支出

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託ほか1件、支払額計1,341,164円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

(県土整備局神奈川県流域下水道整備事務所 p. 8)

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

指定管理者から無償で譲渡を受けたカラー複合機等備品 29 点(価格計 4,493,713 円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。

(県土整備局神奈川県横須賀土木事務所 p. 7)

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○ 国道134号 湘南大橋(下り線) P7耐震補強工事(契約額279,510,000円)について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める工期末である令和4年7月29日までに変更契約を締結すべきところ、同年8月9日に締結していた。

(県土整備局神奈川県平塚土木事務所 p. 7)

○ 相模原市緑区青野原844番地付近配水管布設工事(概数設計)1件、62,421,700 円の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。

(企業庁神奈川県企業庁津久井水道営業所 p. 8)

イ 内容的に特記すべき事案

(ア) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

- a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
- b 同一箇所同一の法律・規則違反が3件以上あったもの
- c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

いずれも該当なし。

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
- b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
- c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
- d 業者等への支払の期限を6月以上超過しているもの
- e 上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの

いずれも該当なし。

3 要改善事項

該当なし。

4 箇所別の監査結果

監査した97か所のうち、不適切事項が認められた箇所は28か所、認められなかった箇所は69か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項が認められた箇所(28か所、32件)

ア 総務局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県高津県 税事務所	令和5年4月 25日(令和5 年2月16日 職員調査)	契約事務において、リンクス溝の口事務室等清掃 業務委託(契約額1,370,600円)について、平成20 年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定 価格が100万円を超える随意契約であったにもかか わらず、契約結果を公表していなかった。

イ 暮らし安全防災局(1か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県温泉地 学研究所	令和5年3月 16日(令和5 年1月11日 職員調査)	支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 エックス線回折装置賃借料ほか1件(契約額計 10,973,160円)に係る令和4年6月分の支払額2件、 164,670円について、契約で定められた期限までに 支払を行っていないかった。 2 令和4年4月分の電気代1,089円の支払に当たり、 口座振替指定日までの支出手続を行っていないかっ た。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残 高不足が生じたため、同年3月分のモバイルM2M 回線使用料2,640円を支払期限より後に支払ってい た。

ウ 環境農政局(3か所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立かな がわ農業アカデ ミー	令和5年4月 4日(令和5 年2月9日職 員調査)	契約事務において、令和4年8月分の水道料ほか 1件、630,569円の履行確認に当たり、神奈川県財務 規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかか わらず、この場合に同規則により必要とされる履行確 認に関する記録の作成を行っていないかった。
神奈川県水産技 術センター	令和5年4月 20日(令和5 年1月19日 職員調査)	支出事務において、令和4年3月分の水道料金 8,030円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出 手続を行っていないかった。これにより、前渡金受領職 員公共料金口座の残高不足が生じたため、同年5月 分の三崎水産物地方卸売市場施設使用料358,040円 を支払期限より後に支払っていた。
神奈川県水産技 術センター相模 湾試験場	令和5年3月 2日(令和5 年1月23日 職員調査)	契約事務において、漁業調査指導船用免税軽油の 買い入れ契約(単価契約、129.80円/1リットル、契約 期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の 締結に当たり、契約日が令和4年4月4日であるにもか かわらず、契約の効力について遡及条項を設けること なくその効力を遡及させていた。

エ 福祉子どもみらい局(2か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立女性相談所	令和5年4月20日(令和5年3月10日職員調査)	契約事務において、女性電話相談対応業務委託契約(契約額3,449,600円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県立おいそ学園	令和5年4月25日(令和5年3月8日職員調査)	支出事務において、令和5年2月分のオンライン学習用回線使用料30,690円について、支払期限までに支払を行っていなかった。

オ 健康医療局(2か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県衛生研究所	令和5年2月28日(令和4年12月13日及び同月14日職員調査)	財産管理事務において、共架電線(共架する電柱2本)に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額53,985円のうち13,648円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	令和5年4月25日(令和5年3月27日職員調査)	支出事務において、空調設備保守管理業務委託契約(契約金額660,000円)について、業務の一部が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約金額全額を支払っていた。

カ 県土整備局(4か所、5件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県横須賀土木事務所	令和5年2月21日(令和5年1月11日から同月13日まで職員調査)	物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 指定管理者から無償で譲渡を受けたカラー複合機等備品29点(価格計4,493,713円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕 2 天幕(テント)等2点(価格計176,310円)について、不用決定を行わないまま処分していた。
神奈川県平塚土木事務所	令和5年2月3日(令和4年12月7日から同月9日まで職員調査)	契約事務において、国道134号湘南大橋(下り線)P7耐震補強工事(契約額279,510,000円)について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める工期末である令和4年7月29日までに変更契約を締結すべきところ、同年8月9日に締結していた。〔特記前出〕

神奈川県西土木事務所小田原土木センター	令和5年3月20日(令和5年1月27日、同月30日及び同月31日職員調査)	工事事務において、令和3年度急傾斜地崩壊対策工事(ゼロ県債)(その1)の変更設計額の積算に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う請負代金額の変更に係る受注者との協議に基づき、改定した労務単価とすべきところ、誤って改定前の労務単価をそのまま用いて積算していたため、変更後の設計額(27,720,000円)が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(26,056,800円)が134,200円過小であった。〔特記前出〕
神奈川県流域下水道整備事務所	令和5年1月17日(令和4年12月1日及び同月2日職員調査)	支出事務において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託ほか1件、支払額計1,341,164円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕

キ 企業局(4か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県企業庁津久井水道営業所	令和5年3月7日(令和5年1月10日職員調査)	契約事務において、相模原市緑区青野原844番地付近配水管布設工事(概数設計)1件、62,421,700円の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。〔特記前出〕
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	令和5年3月20日(令和5年2月2日及び同月3日職員調査)	工事事務において、企藤第101号藤沢市湘南台6丁目26番付近配水管改良工事(概数設計)(ゼロ県債)の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点復元測量について、その費用を現場管理費及び一般管理費等の積算対象に含めていたため、変更後の設計額(84,645,000円)が143,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(76,956,000円)が129,800円過大であった。〔特記前出〕
神奈川県企業庁海老名水道営業所	令和5年3月30日(令和5年2月16日職員調査)	工事事務において、企海第19号海老名市柏ヶ谷608番地付近配水管改良工事の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点の保全測量について、その費用を現場管理費及び一般管理費等の積算対象に含めていたため、変更後の設計額(93,357,000円)が176,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(91,375,900円)が172,700円過大であった。〔特記前出〕
神奈川県企業庁大和水道営業所	令和5年3月29日(令和5年2月13日職員調査)	支出事務において、令和4年4月分のガス料金(3,245円)について、支払期限までに支払を行ってなかった。その結果、延滞利息14円及び口座振替割引取消額55円を支払っていた。

ク 教育委員会(11 か所、13 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所	令和5年4月25日(令和5年2月9日職員調査)	歳計外現金事務において、4月分の社会保険料1件、7,944,952円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所	令和5年4月12日(令和5年2月27日職員調査)	歳計外現金事務において、小・中学校会計年度任用職員の報酬等に係る所得税及び復興特別所得税1件、631,602円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立川崎図書館	令和5年2月2日(令和4年12月14日職員調査)	契約事務において、相模原書庫出納業務委託契約ほか1件(契約額計6,688,000円)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月11日及び同月26日に締結していた。
神奈川県立近代美術館	令和5年3月27日(令和5年2月17日職員調査)	予算の執行において、近代美術館鎌倉別館機械警備機器賃貸借等契約(長期継続契約、契約総額2,944,110円)の執行に当たり、県の庁舎等における一般的な機械警備委託業務と同様の業務内容であるため「(節)委託料」とすべきところ、「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。〔特記前出〕
神奈川県立生命の星・地球博物館	令和5年4月25日(令和5年2月14日及び15日職員調査)	文書の管理において、一般廃棄物収集運搬業務に係る支払関係書類など計15点を紛失していた。
神奈川県立横浜平沼高等学校	令和5年3月2日(令和5年1月10日職員調査)	歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、5,698円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立瀬谷高等学校	令和5年1月30日(令和4年12月1日職員調査)	財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の不行なまま電柱に吊り線が共架されているものがあつた。これにより、令和4年度の共架電線に係る使用料1件、1,660円が徴収不足であつた。
神奈川県立瀬谷西高等学校	令和5年1月23日(令和4年12月2日職員調査)	財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、県有施設の専用電柱2本については、使用許可を必要としないにもかかわらず、使用許可を行っていた。これにより、令和4年度の使用料2件、7,300円を過大に徴収していた。

神奈川県立多摩高等学校	令和5年2月22日(令和5年1月18日職員調査)	契約事務において、機械警備業務委託契約(契約額1,663,200円)について、契約で定められた警備計画書を作成させていなかった。
神奈川県立相模原総合高等学校	令和5年4月20日(令和4年12月2日職員調査)	1 契約事務において、屋上防水補修工事(契約額2,365,000円)について、契約で定められた工事に係る完了届を収受する前に完成検査を行っていた。 2 物品管理事務において、絵画1点(価格200,000円)について、不用決定を行わないまま処分していた。
神奈川県立えびな支援学校	令和5年1月30日(令和4年12月21日職員調査)	1 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則で定める現金出納簿への記載を行っていないものが1件、10円あった。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯及び通信線が共架されているものがあった。これにより、令和4年度の共架電線に係る使用料1件、1,660円が徴収不足であった。

(2) 不適切事項が認められなかった箇所(69 か所)

ア 政策局(3か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

イ 総務局(8か所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県小田原県税事務所

ウ 環境農政局(1か所)

神奈川県横浜川崎地区農政事務所

エ 福祉子どもみらい局(2か所)

神奈川県厚木児童相談所、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所

オ 健康医療局(4か所)

神奈川県平塚保健福祉事務所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター、神奈川県精神保健福祉センター

カ 産業労働局(8か所)

神奈川県計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働セン

ター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所

キ 県土整備局(2か所)

神奈川県県西土木事務所、神奈川県リニア中央新幹線推進事務所

ク 企業庁(6か所)

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

ケ 教育委員会(19か所)

神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立鶴見総合高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立高津支援学校

コ 公安委員会(16か所)

神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県横須賀南警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県相模原北警察署

神奈川県監査委員報告第 12 号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 11 日

神奈川県議会議長 加藤 元 弥 殿
 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知 恵 子
同	中 家 華 江
同	しきだ 博 昭
同	松 本 清

第 1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第 2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

本庁機関 1 か所

第 5 監査実施日

令和 5 年 3 月 29 日

第 6 監査の実施内容

令和 4 年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、くらし安全防災局防災部危機管理防災課が予算の執行に当たり科目を誤っていた事態を不適切事項として指摘したことから、同局における経理に関する事務を集約して行うこととされている本庁機関 1 か所においても、当該予算の執行状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

監査の結果、本庁機関1か所において不適切事項が1件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

くらし安全防災局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
総務室	令和5年3月29日(令和5年2月9日職員調査)	予算の執行において、令和3年4月分の電気料金203,566円の支払遅延に係る延滞利息224円の執行に当たり、「(節)補償、補填及び賠償金」とすべきところ、電気料金と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。